

社会保険労務士 芦原百合子

社労士事務所 Ripples 便り

連絡先：〒416-0948

静岡県富士市森島 260-19

電話：0545-67-6112 FAX：0545-67-6113

e-mail：sazanami330@gmail.com

ホームページ：https://www.sr-ripples.com/

新型コロナウイルスによる厚生年金保険料等の納付猶予制度

日本年金機構のホームページに、厚生年金保険料等の納付猶予について、次のとおりお知らせが出ています。

新型コロナウイルスの影響により、厚生年金保険料等を一時に納付することにより事業の継続等を困難にするおそれがあり、一定の要件に該当する場合、厚生年金保険料等を分割納付できる仕組みがあります。事業主の方は、納付すべき厚生年金保険料等の納期限から6月以内に「換価の猶予」の申請ができます。

また、災害等によって事業所の財産に相当な損害を受け、厚生年金保険料等の納付が困難となった場合は、事業主の方からの申請に基づき、保険料等の「納付の猶予」を受けられる制度があります。

【日本年金機構「新型コロナウイルス感染症の影響により厚生年金保険料等の納付

が困難となった場合の猶予制度について】

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202003/20200304.html>

在宅勤務の長期化に備えて情報発信も必要

◆情報発信も必要

在宅で仕事をしていると、ともすると墮落してしまう傾向があります。また、外出自粛要請の影響もあり、ストレスもたまります。

業務に関することについては、仕事上のこととして対処しやすいとは思いますが、社員の健康確保のためのアドバイスを会社から発信することも、在宅勤務の長期化に伴って必要となってくる可能性があります。

大きな災害時における被災者の心理的反応として、初期の頃は災害後の生活に適応したかに見えるハネムーン期(積極的・発揚的な時期)があり、それを過ぎると、だんだんと幻滅期(消極的・抑うつ的な時期)がやってくる

とされています。

◆社員の健康を見直すチャンス

今回のコロナ禍も災害としてとらえれば、長期化した場合を想定して、「閉じこもり生活のアドバイス、宇宙飛行士から潜水艦艦長まで新型コロナウイルス対策」

(<https://www.afpbb.com/articles/-/3275588>)といった記事を紹介したり、室内でできる運動を紹介するといったことも考えられるでしょう。そこから何か仕事上のアイデアが生まれるかもしれません。また、職場の健康診断で生活習慣病の恐れを指摘されている方は、自身の健康を見直す機会になるでしょう。

～当事務所より一言～

新型コロナウイルス支援策

- ①雇用調整助成金
 - ②緊急雇用安定助成金
 - ③小学校休業等対応助成金
- 当事務所 HP でもご案内しております。詳しくは↓

<https://www.sr-ripples.com/>